

泉大津市議会令和7年第1回臨時会会議事項

(令和7年5月14日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	6	専決処分報告の件（泉大津市市税条例の一部改正の件）	3
同	7	専決処分報告の件（令和6年度泉大津市一般会計補正予算の件）	15
議 案	42	泉大津市立総合福祉センター大規模改修工事請負契約の一部変更の件	45

報告第6号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和7年5月14日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	3
専決年月日	令和7年3月31日
事件名	泉大津市市税条例の一部改正の件

専決第3号

泉大津市市税条例の一部改正の件

泉大津市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月31日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

泉大津市市税条例の一部を改正する条例

泉大津市市税条例（昭和39年泉大津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第7項中「その名称」を「、その名称」に、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第43条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0
キロワット以下のもの 年額 2,000円

第49条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第43条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

附則第10条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の2中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の泉大津市市税条例（以下「新条例」という。）第43条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第10条の2第9項の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市市税条例の一部を改正する条例要綱

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の公布に伴い、所要の改正を行ったものであること。

1 改正内容

(1) 二輪車の車両区分の見直し

二輪のもので総排気量125cc以下かつ最高出力を4.0kw以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円としたものであること。（第43条関係）

(2) 長寿命化に資する工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者から市町村に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申請書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとしたものであること。（附則第10条の2関係）

(3) その他所要の規定の整備を行ったものであること。

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行したものであること。（改正条例附則第1条）

(2) 経過措置

この条例の施行に関し、所要の経過規定を定めたものであること。（改正条例附則第2条及び第3条）

泉大津市市税条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(市民税の申告等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに法第294条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、<u>その名称</u>、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第43条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p>	<p>(市民税の申告等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに法第294条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に<u>その名称</u>、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第43条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p>

改正後	改正前
<p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ</u> 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>エ</u> 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限まで</p>	<p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p><u>ウ</u> 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの <u>又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限まで</p>

改正後	改正前
<p>に、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力 <u>(第43条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～13 (略)</p> <p>14 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16及び17 (略)</p> <p>(耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>に、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～13 (略)</p> <p>14 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16及び17 (略)</p> <p>(耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>

改正後	改正前
<p>第10条の2 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 市長は、法附則第15条の9の3</p> <p><u>第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>10及び11</u> (略)</p>	<p>第10条の2 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9及び10 (略)</p>

報告第7号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和7年5月14日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	4
専決年月日	令和7年3月31日
事件名	令和6年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第9号）

専決第4号

令和6年度泉大津市一般会計補正予算

令和6年度泉大津市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274,694千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,102,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		197,963	380	198,343
	4 森林環境譲与税	7,963	380	8,343
3 利子割交付金		10,000	1,192	11,192
	1 利子割交付金	10,000	1,192	11,192
4 配当割交付金		74,000	50,196	124,196
	1 配当割交付金	74,000	50,196	124,196
5 株式等譲渡所得割交付金		72,000	91,515	163,515
	1 株式等譲渡所得割交付金	72,000	91,515	163,515
6 法人事業税交付金		200,000	20,288	220,288
	1 法人事業税交付金	200,000	20,288	220,288
8 環境性能割交付金		32,000	4,640	36,640
	1 環境性能割交付金	32,000	4,640	36,640
10 地方交付税		5,367,364	12,529	5,379,893
	1 地方交付税	5,367,364	12,529	5,379,893
13 使用料及び手数料		306,842	△2,218	304,624
	2 手数料	128,628	△2,218	126,410

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 財産収入		106,393	8,334	114,727
	1 財産運用収入	104,383	8,334	112,717
17 寄附金		989,010	0	989,010
	1 寄附金	989,010	0	989,010
20 諸収入		928,621	87,838	1,016,459
	3 収益事業収入	204,000	86,019	290,019
	5 雑入	713,360	1,819	715,179
歳 入 合 計		42,828,129	274,694	43,102,823

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,693,010	274,590	5,967,600
	1 総務管理費	4,391,006	267,335	4,658,341
	8 テクスピア大阪管理運営費	69,027	7,255	76,282
3 民生費		17,739,852	11	17,739,863
	1 社会福祉費	7,961,118	11	7,961,129
4 衛生費		4,320,875	△2,193	4,318,682
	2 清掃費	1,159,127	△2,200	1,156,927
	5 公園墓地費	18,910	7	18,917
7 土木費		3,147,902	2,286	3,150,188
	2 道路橋りょう費	590,311	1,844	592,155
	4 都市計画費	853,952	389	854,341
	6 住宅費	315,903	53	315,956
歳 出 合 計		42,828,129	274,694	43,102,823

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
2 地方譲与税	1 9 7 , 9 6 3
3 利子割交付金	1 0 , 0 0 0
4 配当割交付金	7 4 , 0 0 0
5 株式等譲渡所得割交付金	7 2 , 0 0 0
6 法人事業税交付金	2 0 0 , 0 0 0
8 環境性能割交付金	3 2 , 0 0 0
10 地方交付税	5 , 3 6 7 , 3 6 4
13 使用料及び手数料	3 0 6 , 8 4 2
16 財産収入	1 0 6 , 3 9 3
17 寄附金	9 8 9 , 0 1 0
20 諸収入	9 2 8 , 6 2 1
歳 入 合 計	4 2 , 8 2 8 , 1 2 9

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
380	198,343
1,192	11,192
50,196	124,196
91,515	163,515
20,288	220,288
4,640	36,640
12,529	5,379,893
△2,218	304,624
8,334	114,727
0	989,010
87,838	1,016,459
274,694	43,102,823

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	5,693,010	274,590
3 民生費	17,739,852	11
4 衛生費	4,320,875	△2,193
7 土木費	3,147,902	2,286
歳 出 合 計	42,828,129	274,694

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
5,967,600			8,211	266,379
17,739,863			11	
4,318,682			△2,193	
3,150,188			2,286	
43,102,823			8,315	266,379

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 197,963	千円 380	千円 198,343

(款) 2 地方譲与税

(項) 4 森林環境譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 森林環境譲与税	7,963	380	8,343
計	7,963	380	8,343

補 正 前	補 正 額	計
千円 10,000	千円 1,192	千円 11,192

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 利子割交付金	10,000	1,192	11,192
計	10,000	1,192	11,192

補 正 前	補 正 額	計
千円 74,000	千円 50,196	千円 124,196

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 配当割交付金	74,000	50,196	124,196

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 森林環境譲与税	380	森林環境譲与税

節		説明
区分	金額	
1 利子割交付金	1,192	利子割交付金

節		説明
区分	金額	
1 配当割交付金	50,196	配当割交付金

(款) 2 地方譲与税

(項) 4 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計
計	74,000	50,196	124,196

補正前	補正額	計
千円 72,000	千円 91,515	千円 163,515

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 株式等譲渡所得割交付金	72,000	91,515	163,515
計	72,000	91,515	163,515

補正前	補正額	計
千円 200,000	千円 20,288	千円 220,288

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 法人事業税交付金	200,000	20,288	220,288
計	200,000	20,288	220,288

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

節		説明
区分	金額	
1 株式等譲渡所得割 交付金	91,515	株式等譲渡所得割交付金

節		説明
区分	金額	
1 法人事業税交付金	20,288	法人事業税交付金

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

補正前	補正額	計
千円 32,000	千円 4,640	千円 36,640

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 環境性能割交付金	32,000	4,640	36,640
計	32,000	4,640	36,640

補正前	補正額	計
千円 5,367,364	千円 12,529	千円 5,379,893

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	5,367,364	12,529	5,379,893
計	5,367,364	12,529	5,379,893

補正前	補正額	計
千円 306,842	千円 △2,218	千円 304,624

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補正額	計
3 衛生手数料	97,632	△2,218	95,414

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 環境性能割交付金	4,640	環境性能割交付金

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	12,529	特別交付税

節		説明
区分	金額	
1 清掃手数料	△2,218	一般家庭ごみ収集手数料(地域環境基金活用事業)

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計
計	128,628	△2,218	126,410

補正前	補正額	計
千円 106,393	千円 8,334	千円 114,727

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1 利子及び配当金	4,224	1,180	5,404
2 財産貸付収入	100,159	7,154	107,313
計	104,383	8,334	112,717

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

節		説明
区分	金額	
1 利子及び配当金	1,180	財政調整基金利子収入 637 福祉基金利子収入 11 公園墓地基金利子収入 7 泉大津市がんばろう基金利子収入 6 地域環境基金利子収入 18 泉大津市営住宅整備基金利子収入 53 テクスピア大阪産業振興整備基金利子収入 101 泉大津市安全・安心なまちづくり連携活動基金利子収入 8 泉大津市ふるさと応援基金利子収入 177 泉大津市公共施設整備基金利子収入 128 泉大津市森林環境譲与税基金利子収入 9 泉大津市立駐車場整備基金利子収入 25
1 土地建物貸付収入	7,154	テクスピア大阪施設貸付収入

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

補正前	補正額	計
千円 989,010	千円 0	千円 989,010

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2 指定寄附金	989,000	0	989,000
計	989,010	0	989,010

補正前	補正額	計
千円 928,621	千円 87,838	千円 1,016,459

(款) 20 諸収入

(項) 3 収益事業収入

目	補正前の額	補正額	計
1 競艇事業収入	204,000	86,019	290,019
計	204,000	86,019	290,019

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	713,360	1,819	715,179
計	713,360	1,819	715,179

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 ふるさと応援寄附金	0	ふるさと応援寄附金 △5,000 安全・安心なまちづくり連携活動基金事業費寄附金 5,000

節		説明
区分	金額	
1 競艇事業収入	86,019	大阪府都市ボートレース企業団配分金

節		説明
区分	金額	
1 雑入	1,819	指定管理者納付金

(款) 17 寄附金

(項) 寄附金

3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 5,693,010	千円 274,590	千円 5,967,600

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
20 がんばろう 基金費	4,012	6	4,018			6	
21 財政調整基 金費	437,064	267,016	704,080			637	266,379
22 安全・安心 なまちづく り連携活動 基金費	8,525	5,008	13,533			5,008	
23 ふるさと応 援基金費	464,020	△4,823	459,197			△4,823	
24 公共施設整 備基金費	2,060	128	2,188			128	
計	4,391,006	267,335	4,658,341			956	266,379

(項) 8 テクスピア大阪管理運営費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 テクスピア 大阪管理運 営費	17,000	△1,289	15,711			△1,289	
2 テクスピア 大阪産業振 興整備基金 費	52,027	8,544	60,571			8,544	
計	69,027	7,255	76,282			7,255	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	6	1 がんばろう基金積立事業 6	24 積立金 がんばろう基金積立金 6
24 積立金	267,016	1 財政調整基金積立事業 267,016	24 積立金 財政調整基金積立金 267,016
24 積立金	5,008	1 安全・安心なまちづくり連携活動基金積立事業 5,008	24 積立金 安全・安心なまちづくり連携活動基金積立金 5,008
24 積立金	△4,823	1 ふるさと応援基金積立事業 △4,823	24 積立金 ふるさと応援基金積立金 △4,823
24 積立金	128	1 公共施設整備基金積立事業 128	24 積立金 公共施設整備基金積立金 128

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 使用料及び賃借料	△1,289	1 テクスピア大阪管理運営事業 △1,289	13 使用料及び賃借料 土地借上料 共益費 △1,289 △1,256 △33
24 積立金	8,544	1 テクスピア大阪産業振興整備基金積立事業 8,544	24 積立金 テクスピア大阪産業振興整備基金積立金 8,544

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

補正前	補正額	計
千円 17,739,852	千円 11	千円 17,739,863

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 福祉基金費	693	11	704			11	
計	7,961,118	11	7,961,129			11	

補正前	補正額	計
千円 4,320,875	千円 △2,193	千円 4,318,682

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 塵芥処理費	658,051	△23,262	634,789			△23,262	
4 地域環境基金費	28,258	21,062	49,320			21,062	
計	1,159,127	△2,200	1,156,927			△2,200	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	11	1 福祉基金積立事業 11	24 積立金 11 福祉基金積立金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
8 旅費 10 需用費 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△47 △22,564 △647 △4	5 一般家庭ごみ減量化推進事業(地域環境基金活用事業) △23,262	8 旅費 △47 普通旅費 10 需用費 △22,564 消耗品費 △22,525 印刷製本費 △39 12 委託料 △647 一般家庭ごみ収集手数料徴収事務委託料 18 負担金、補助及び交付金 △4 JANコード更新負担金
24 積立金	21,062	1 地域環境基金積立事業 21,062	24 積立金 21,062 地域環境基金積立金

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(項) 5 公園墓地費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 公園墓地基金費	6,734	7	6,741			7	
計	18,910	7	18,917			7	

補正前	補正額	計
千円 3,147,902	千円 2,286	千円 3,150,188

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5 交通安全対策費	101,686	1,844	103,530			1,844	
計	590,311	1,844	592,155			1,844	

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
6 森林環境譲与税基金費	7,965	389	8,354			389	
計	853,952	389	854,341			389	

(項) 6 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 泉大津市営住宅整備基金費	337	53	390			53	
計	315,903	53	315,956			53	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	7	1 公園墓地基金積立事業 7	24 積立金 公園墓地基金積立金 7

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	1,844	6 駐車場整備基金積立事業 1,844	24 積立金 駐車場整備基金積立金 1,844

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	389	1 森林環境譲与税基金積立事業 389	24 積立金 森林環境譲与税基金積立金 389

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	53	1 泉大津市営住宅整備基金積立事業 53	24 積立金 泉大津市営住宅整備基金積立金 53

(款) 4 衛生費

(項) 5 公園墓地費

議案第42号

泉大津市立総合福祉センター大規模改修工事請負契約の一部変更の件

令和6年6月20日議決に係る泉大津市立総合福祉センター大規模改修工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年5月14日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|----------|-------|-----------------|
| 1 契約金額 | 変更前 | 411,910,400円 |
| | 変更後 | 537,678,900円 |
| 2 契約の相手方 | 所在 | 泉大津市板原町五丁目10番8号 |
| | 名称 | 貫野建設株式会社 |
| | 代表取締役 | 貫 野 哲 治 |

(参 考)

変 更 理 由

泉大津市立総合福祉センター大規模改修工事については、当初想定されなかった受電設備の容量不足が判明したことによる電気設備の更新工事の追加等が生じたことにより、当該請負契約の一部変更を行い、契約金額を増額するものである。